

令和6年5月24日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費については、令和6年3月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の取扱いについて」により、特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和5年度限りであるため、公費支援の請求事務を所定の時期に確実に行っていただくよう、周知のお願いをさせていただいたところです。

今般、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の予算上の対応を各都道府県において実施しました。つきましては、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、速やかに（遅くとも令和6年9月請求分の時期までに確実に）請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。